

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する 公聴会の開催について

令和6年12月13日

国土交通省関東地方整備局では、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」の変更に向けて検討を進めているところです。

このたび、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」を作成し、河川法第16条の2第4項に基づき茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしましたので、以下の公述人募集要領によりご意見を発表いただける方（以下「公述人」という。）を募集します。

なお、関東地方整備局ではお聴きしたご意見を十分に検討したうえで、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更案）」を作成させていただきます。

公述人募集要領

1. 意見募集の対象

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」

2. 公述対象者

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都に在住の方

3. 公述人募集期間

令和6年12月13日（金）～令和6年12月23日（月）18：00必着
（郵送の場合は当日消印まで有効）

4. 応募方法

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対して、公述を希望される場合には、別添の応募用紙にご記入いただくか、下記①から⑤までをご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記5. までご応募ください。

①氏名（ふりがな）

②住所

③電話番号

④ご希望の日時及び会場（第3希望までご記入ください。詳細は下記8. を参照ください。）

⑤意見の概要

※『応募用紙』（様式）を使用していない場合でも、応募用紙に記載される事項と同様の事項が記載されている場合には受付致します。

5. 応募先

○郵送の場合

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

国土交通省関東地方整備局 河川部 河川計画課

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」公述人募集 事務局 宛

○ファクシミリの場合

048-600-1378

○電子メール

ktr-toneedo-plan@ki.mlit.go.jp

件名に「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」公述人募集 事務局宛と明記ください。

6. 注意事項

- ①ご意見の概要はできるだけ400文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③電話でのご応募は受け付けておりません。
- ④上記2. 以外に在住の方のご応募は無効とします。また、期限までに到着しなかった場合についても無効とします。なお、上記4. に沿わない形で応募されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- ⑤公述に関する詳細は、別紙「『利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）』に対する公述にあたっての留意事項」をご確認ください。

7. 資料の入手方法等

① インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

関東地方整備局ホームページにて「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」で検索いただきご確認ください。

② 資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く9時30分から17時00分まで）は、以下の場所において、「意見募集要領」、「意見提出様式」、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更内容比較表）」の入手・縦覧が可能です。

- ・関東地方整備局文書閲覧室（埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1合同庁舎2号館17階）
- ・利根川上流河川事務所 2階閲覧コーナー（埼玉県久喜市栗橋北二丁目19番1号）
- ・利根川下流河川事務所 1階閲覧室（千葉県香取市佐原イ4149）
- ・江戸川河川事務所 1階閲覧室（千葉県野田市宮崎134）
- ・江戸川河川事務所 江戸川河口出張所（東京都江戸川区東篠崎町250）

- ・高崎河川国道事務所 情報公開コーナー（群馬県高崎市栄町6-41）
- ・霞ヶ浦導水工事事務所 閲覧室（茨城県土浦市下高津2-1-3）
- ・利根川ダム統合管理事務所 閲覧コーナー（群馬県前橋市元総社町593-1）
- ・鬼怒川ダム統合管理事務所 閲覧所（栃木県宇都宮市平出工業団地14-3）

8. 公聴会開催日時及び開催会場

○開催日時

令和7年1月19日（日）～20日（月）の2日間

①10～12時、②13～15時、③15～17時のうち、ご希望の時間帯

○開催会場

以下の6会場での開催となります。

会場①：国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所（1月19日、20日）

千葉県野田市宮崎134

会場②：国土交通省関東地方整備局（1月19日、20日）

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

会場③：国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所（1月19日、20日）

群馬県前橋市元総社町593-1

会場④：取手センタービルA棟3F 取手駅前貸会議室（1月19日、20日）

茨城県取手市取手2丁目3-7

会場⑤：小山商工会議所会館（1月19日、20日）

栃木県小山市城東1-6-36

会場⑥：ブルースペース京成小岩（1月19日、20日）

東京都江戸川区北小岩6丁目11-2 エールプラザ京成小岩 B101

- ・上記開催日時のうち、ご希望の日時を第3希望までご記入ください。また、ご希望の会場もご記入ください。
- ・ご希望の日時が重複した場合には、原則として先着順とさせていただきますが、その結果、第3希望までで調整がつかなかった方には、日時や会場の調整のため、事務局から日程調整の連絡をさせていただきますことがあります。あらかじめご了承ください。
- ・公述人への発表日時等のご連絡については、令和7年1月8日（水）頃までに電話及び郵送で行う予定です。

9. その他

公聴会は、公開で行いますので傍聴が可能です。

詳細については、公述人の募集終了後に改めてお知らせします。

＜応募手続等に関する問い合わせ＞

国土交通省関東地方整備局 河川部 河川計画課 流域治水係

TEL：048-601-3151（代表）

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する 公述にあたっての留意事項

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」について、河川法第16条の2第4項に基づき茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きするものです。

（公述にあたって留意事項）

- 1）公述は、お一人につき6会場のいずれか1会場において1回とします。
- 2）公述は、お一人につき15分を目安に行ってください。次の方がお待ちになられておりますので時間厳守をお願いします。
- 3）公述は、公開で行います。
- 4）関係住民の皆様からいただいたご意見については個別にお答えできませんので、その旨ご了承ください。
- 5）ご意見を発表いただける方（以下「公述人」という。）には、後日、事務局から受付時間を連絡いたしますので、その時間までに会場にお越しください。受付後、15分程度で意見の発表となります。
- 6）公述人は、受付で運転免許証などご本人とご住所が確認できるものをご提示ください（代理人による陳述は出来ません）。
- 7）公述人は、『応募用紙』に記載された意見に沿って発表してください。
- 8）『応募用紙』のほかに、配布したい資料がある場合には、A4用紙片面2枚までにまとめた原稿を当日、受付にお渡しください。事務局で白黒両面コピーを行い、1枚にしたものを配布します。なお、3枚以上の資料配布を希望される場合には、2枚を超える分についてご持参ください。
- 9）発表の際にプレゼンテーションソフト等の使用を希望される場合は、パソコンをご持参ください（事務局でプロジェクタ、スクリーン、プロジェクタケーブルは用意します）。

（公表）

- 1）『応募用紙』については、個人情報が含まれる部分を除いた公表用の部分をコピーしたものを、会場で配布するなど公開します。また、当日提出していただいた配布希望資料についても同様の取り扱いとします。
- 2）公述の状況については、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 3）いただいたご意見は、事務局で聴き取れる範囲で文字起こしを行い、後日関東地方整備局ホームページで公開する予定です。

(受付番号：)

※楷書横書きで、できるだけ 400 文字以内で記載して下さい。